

○新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱

令和元年7月1日

告示第264号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、本市と新潟県が共同して行う支援事業において、本市が、予算の範囲内において移住支援金を交付することに関し、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「県要領」という。）及び三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援事業 県要領第4に規定する移住・就業支援事業をいう。
- (2) 移住支援事業 県要領第4の1の(1)に規定する移住支援事業をいう。
- (3) 移住支援金 県要領第4の1の(1)に規定する移住支援金をいう。
- (4) マッチング支援事業 県要領第4の1の(2)に規定するマッチング支援事業をいう。
- (5) 起業支援事業 県要領第4の2に規定する起業支援事業をいう。
- (6) マッチングサイト マッチング支援事業に基づき、新潟県が、移住支援金の対象となる求人の情報を掲載する等の目的のために開設し、運営を行うインターネットサイトのことをいう。
- (7) 専門人材 内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者をいう。
- (8) 関係人口 本市や本市の地域の人々と関わりを有する者として市長が認めたものをいう。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、移住支援金の交付申請時（以下「申請時」という。）において、市税（本市のものに限る。以下同じ。）を滞納していない者であって、第1号に掲げる要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、さらに2人以上の世帯（住民票上の世帯をいう。以下同じ。）に属する者が申請をする場合にあつては、第6号の要件に該当するものとする。

- (1) 移住等に関する要件 次の全てに該当すること。
  - ア 移住元に関する要件 次の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村又は国勢調査の結果による市町村人口に係る平成22年の人口から当該市町村人口に係る令和2年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る同年の人口で除して得た割合が0.1以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用される者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。（ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間を通算することができる。）

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、当該住民票を移す前3か月の間のいずれかの日を、当該1年の終期とすることができる。また、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、当該通学期間を通算することができる。）

イ 移住先に関する要件 次の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に本市に住民票を移して転入（以下「転入」という。）したこと。

(イ) 申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が過去10年以内に移住支援金（世帯員として交付されたものを含む。）を受給していないこと。ただし、当該移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が当該申請時から5年以上経過し、かつ、18歳以上となり、市長及び新潟県が認める場合を除く。

(エ) 同一世帯で新潟県子育て世帯移住・就業等支援事業補助金交付要綱に基づく新潟県子育て世帯移住支援金を受給した者がいないこと。

(オ) その他市長及び新潟県が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件 次の場合に応じて、それぞれに定める要件に該当すること。

ア 一般の場合 次の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する法人であること。

(イ) 就業先が、新潟県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に基づき就業した法人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づき、県要領第4の1の(2)に規定する移住支援金の対象法人に就業していること。

(オ) (イ)の求人への応募日が、当該求人がマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) (イ)に規定する就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合 次の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である

こと。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することを前提とした就業でないこと。

(3) テレワークに関する要件 次の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務すること(原則として恒常的に通勤しないことをいう。)とし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 内閣府が実施する地域未来交付金(デジタル実装型)又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金が提供されていないこと。

(4) 関係人口に関する要件 転入時において60歳未満の世帯員がいる世帯に属しており、農林水産業又は家業へ就業すること。

(5) 起業に関する要件 移住支援金の申請日前1年の期間内に、起業支援事業に係る起業支援金(以下「起業支援金」という。)の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件 申請者以外の世帯員について、次の要件を満たすこと。

ア 申請者以外の世帯員のうち1人以上が、移住元において、申請者と同一の世帯に属していたこと。

イ 申請者以外の世帯員のうち1人以上が、平成31年4月1日以降に本市に転入し、申請時において、申請者と同一の世帯に属していること。

ウ 申請者以外の全ての世帯員が、申請時において、転入後1年以内であること。

エ 申請者以外の全ての世帯員が、申請時において、市税を滞納していないこと。

オ 申請者以外の全ての世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、2人以上の世帯に属する者にあつては100万円、単身の者にあつては60万円とする。この場合において、次の各号のいずれにも該当する世帯員(申請者又はその配偶者を除く。)がいるときは、その者1人につき100万円を加算するものとする。

(1) 移住支援金の交付申請の日が属する年度の4月1日において18歳未満であること。

(2) 申請者と同じ日に市内の同一の住所に住民票を移して転入していること。(当該転入の日に胎児であつて、申請時に出生している者を含む。)

(3) 移住元及び申請時において、申請者と同一の世帯に属していること。

(交付申請)

第5条 申請者は、別記1について宣誓し、かつ、別記2について同意の上、新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、添付する書類については、公簿等によって確認できる場合は、これを省略することができる。

(1) 身分証明書（顔写真が付されたものに限る。）の写し

(2) 移住元の住民票除票の写し（2人以上の世帯に属する者が申請をする場合は、他の世帯員に関するものを含む。）

(3) 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定めるもの

ア 就業の場合 就業先法人の就業証明書（様式第2号）

イ 起業の場合 起業支援金の交付決定通知書の写し

ウ テレワークの場合 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定めるもの

(ア) 雇用されている場合 所属先企業等の就業証明書（様式第2号の2）

(イ) 法人経営者の場合 就業時間証明書（様式第2号の3）

(ウ) 個人事業主又はフリーランスの場合 就業時間証明書（様式第2号の3）、業務委託契約書等（申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）、開業届の写し又は確定申告書の写し及び申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入に係る状況を含む。）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しをもって当該書類に代えることができる。）

エ 関係人口の場合 農林水産業又は家業への就業が確認できると市長が認める書類

(4) 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定めるもの（東京23区以外の東京圏から、東京23区内に通勤していた者に限る。）

ア 雇用されていた者 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類とし、就業証明書の発行が難しい場合は、法定の退職証明書及び離職票でも可とする。また、第3条第1号ア（ア）又は（イ）の規定により、東京23区内の大学等への通学期間を通算することにより移住元の要件を満たす場合は、卒業証明書等（在学期間及び卒業校を確認できる書類）を含むものとする。）

イ 法人経営者、個人事業主又はフリーランスだった者 履歴事項全部証明書又は開業届の写し等（移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類とする。）

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めた場合は、新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(移住支援金の交付)

第7条 移住支援金の交付決定を行った申請者に対しては、申請書の提出があったときから3月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付決定通知書兼確定通知書再交付願（様式第4号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付決定通知書兼確定通知書（再交付）（様式第5号）を再交付願を提出した者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 本市及び新潟県は、支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の交付を受けた者に対し、支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(移住支援金の返還)

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当した場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして本市と新潟県が協議して認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

ア 虚偽の申請等を行っていた場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合(第3条第2号に該当することにより移住支援金の交付決定を受けた者に限る。)

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合

ア 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

イ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合  
(第3条第3号又は第4号に該当することにより移住支援金の交付決定を受けた者に限る。)

(移住支援金の支給及び返還に係る情報提供)

第11条 本市は、第5条に規定する交付申請又は前条に規定する移住支援金の返還があったときは、移住支援金の交付申請情報、移住支援金の交付を受けた者の就業先情報、移住支援金返還対象者に関する情報等について、新潟県に提供することとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、必要に応じて新潟県と協議の上、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月告示第35号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和2年2月6日以後に三条市に転入した者について適用する。

附 則 (令和3年4月告示第162号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、令和3年3月3日以後に本市に転入した者について適用する。

附 則 (令和4年4月告示第107号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月告示第131号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月告示第186号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月告示第196号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、改正後の新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に本市に転入した者について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

#### 別記1 (第5条関係)

新潟県移住・就業支援事業における移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 申請者は、三条市及び新潟県から移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査を求められた場合には、それに応じるものとする。
- 2 申請者は、次のいずれかに該当した場合には、第10条の規定に基づき、速やかに三条市に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還するものとする。
  - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したこと等が判明した場合：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満で三条市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（第3条第2号に該当することにより移住支援金の交付決定を受けた者に限る。）：全額
  - (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に三条市以外の市区町村に転出した場合：半額
  - (6) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合（第3条第3号又は第4号に該当することにより移住支援金の交付決定を受けた者に限る。）：半額

#### 別記2 (第5条関係)

新潟県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い

三条市及び新潟県は、移住・就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用するものとする。また、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、新潟県、他の都道府県若しくは他の市区町村に提供し、又は確認する場合がある。

（宛先）三条市長

新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付申請書兼実績報告書

申請者	現住所	〒 ー
	電話番号	( )
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日 (満 歳)
	メールアドレス	

新潟県移住・就業支援事業における移住支援金の交付を受けたいので、次のとおり申請し、及び実績を報告します。

また、交付要件の確認に際し、本市における住民票、市税の納付状況等の情報について、市が公簿で確認することに同意します。

記

1 支援金の内容（該当する項目に☑を記入してください。）

単身・世帯	<input type="checkbox"/> 単身	<input type="checkbox"/> 2人以上の世帯		
移住支援金の種類	<input type="checkbox"/> 就業	<input type="checkbox"/> 起業	<input type="checkbox"/> テレワーク	<input type="checkbox"/> 関係人口
2人以上の世帯の場合は同時に移住した家族の人数 （申請者は含まない。）				人
うち4月1日において18歳未満の者の人数				人

2 各種確認事項（該当する項目に☑を記入してください。）

別記1「新潟県移住・就業支援事業における移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 誓約する	<input type="checkbox"/> 誓約しない
別記2「新潟県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
申請日から5年以上継続して、三条市に居住する意思について	<input type="checkbox"/> 意思がある	<input type="checkbox"/> 意思がない
（2人以上の世帯の場合は世帯員全てが）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて	<input type="checkbox"/> 関係を有しない	<input type="checkbox"/> 関係を有する
就業の場合のみ	申請日から5年以上継続して、就業先に勤務する意思について	<input type="checkbox"/> 意思がある <input type="checkbox"/> 意思がない
	就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係が3親等以内の親族ではないことについて	<input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当しない <input type="checkbox"/> 3親等以内の親族に該当する

テレワークの場合のみ	三條市への移住の意思について	<input type="checkbox"/> 自己の意思である	<input type="checkbox"/> 所属からの命令である
------------	----------------	-----------------------------------	-------------------------------------

※ 各確認事項とも、選択肢の右欄に☑がある場合は支援金の交付対象となりません。

### 3 転出元の住所

住所	〒 —
----	-----

### 4 (東京 23 区を除く東京圏から東京 23 区へ通勤していた者のみ記載) 東京 23 区における勤履歴

期間	就業先名	就業先住所

※ 5年以上の在勤履歴について記載してください。ただし、東京 23 区における在勤履歴の後、移住するまでの間に東京 23 区以外の在勤履歴がある場合は、原則として支援金の交付対象となりません。

### 5 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒 —
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ( )

### 6 添付書類

#### 【必須である書類】

- (1) 身分証明書（顔写真が付されたものに限る。）の写し
- (2) 移住元の住民票除票の写し（2人以上の世帯に属する者が申請をする場合は、他の世帯員に関するものを含む。）
- (3) 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定めるもの
  - ア 就業の場合 就業先法人の就業証明書（様式第2号）
  - イ 起業の場合 起業支援金の交付決定通知書の写し

- ウ テレワークの場合 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定めるもの
- (ア)雇用されている場合 所属先企業等の就業証明書（様式第2号の2）
  - (イ)法人経営者の場合 就業時間証明書（様式第2号の3）
  - (ウ)個人事業主又はフリーランスの場合 就業時間証明書（様式第2号の3）、業務委託契約書等（申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）、開業届の写し又は確定申告書の写し及び申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入に係る状況を含む。）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しをもって当該書類に代えることができる。）
- エ 関係人口の場合 農林水産業又は家業への就業が確認できると市長が認める書類【東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合に必要となる書類】
- <雇用されていた者>
- (4) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類。就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票も可とする。）
  - (5) 卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）（東京23区以外の東京圏から東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合において、当該通学期間を通算することにより移住元の要件を満たす場合に限る。）
- <法人経営者、個人事業主又はフリーランス>
- (6) 履歴事項全部証明書又は開業届の写し等（移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類とする。）

7 補助金の振込先

金融機関名				支店名	本店・( )支店		
金融機関コード				支店コード			
預金種別	普通・当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義							
ゆうちょ銀行	記号			番号			
	1			0			
フリガナ							
口座名義							

(就業の場合)  
様式第2号(第5条関係)

年 月 日

(宛先) 三条市長

所在地  
事業者名  
代表者名 ※  
電話番号  
担当者  
※ 署名又は記名押印してください。

就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	勤務時間が週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人に基づく就職の場合のみ	3親等以内の親族に該当しない
プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

新潟県移住・就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三条市及び新潟県の求めに応じて、三条市及び新潟県に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

(テレワーク (雇用されている者) の場合)  
様式第2号の2 (第5条関係)

年 月 日

(宛先) 三条市長

所在地  
事業者名  
代表者名 ※  
電話番号  
担当者  
※ 署名又は記名押印してください。

### 就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

#### 記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令 (転勤、出向、出張、研修等含む) ではない
雇用形態	週 20 時間以上のテレワークの実施
テレワーク交付金	勤務者に地域未来交付金 (デジタル実装型) 又はその前歴事業による資金提供をしていない

新潟県移住・就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三条市及び新潟県の求めに応じて、三条市及び新潟県に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

(テレワーク (法人経営者・個人事業主・フリーランス) の場合)  
 様式第2号の3 (第5条関係)

年 月 日

(宛先) 三条市長

申請者名  
 住 所

就業時間証明書

下記のとおり事実であることを証明します。

記

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	時間 (うち休憩時間 分)
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	日
	平日	時 分～ 時 分	(うち休憩時間 分)
	土曜	時 分～ 時 分	(うち休憩時間 分)
	日祝	時 分～ 時 分	(うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	時間 (うち休憩時間 分)
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間	日
	主な就労時間帯	時 分～ 時 分	(うち休憩時間 分)
就労実績 (直近3か月)	年 月	日/月、	時間/月
	年 月	日/月、	時間/月
	年 月	日/月、	時間/月
特記事項 (備考)			

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

三条市長

新潟県移住・就業支援事業における移住支援金  
交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のありました新潟県移住・就業支援事業における移住支援金については、次のとおり交付の決定をし、及び額を確定したので通知します。

交付決定額及び確定額 円

振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

1 三条市は、新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱第10条の規定に基づき、次に掲げるいずれかに該当した場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

(1) 申請に当たって、虚偽の内容で申請を行っていたこと等が判明した場合：全額

(2) 申請日から3年未満に三条市以外の市区町村に転出した場合：全額

(3) （就業の場合のみ）申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額

(5) 申請日から3年以上5年以内に三条市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 三条市及び新潟県は、新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱第9条の規定に基づき、新潟県移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、移住支援金の交付を受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、関係する場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容で申

請したものと推定し、1に定める返還請求を行う場合があります。

3 フラット 35 地方移住支援型の金利引下げの適用について

- (1) この通知書はフラット 35 地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (2) 移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- (3) 移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- (2) 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第4号(第8条関係)

(宛先)三条市長

新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付決定通知書兼確定通知書再交付願

支 援 金 申 請 者 の	現住所	〒      ー
	電話番号	(                      )
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年      月      日 ( 満      歳 )
再 交 付 が 必 要 な 理 由		

上記のとおり、新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付決定通知書兼確定通知書の再交付を申請します。

<添付書類>

身分証明書（顔写真が付されたものに限る。）の写し

(注) 再交付申請の理由は、具体的に記載してください。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

様

三条市長

新潟県移住・就業支援事業における移住支援金  
交付決定通知書兼確定通知書（再交付）

年 月 日付けで申請のありました新潟県移住・就業支援事業における移住支援金については、次のとおり交付の決定をし、及び額を確定したので通知します。

交付決定額及び確定額 円

振込予定日 年 月 日

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- 1 三条市は、新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱第10条の規定に基づき、次に掲げるいずれかに該当した場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - (1) 申請に当たって、虚偽の内容で申請を行っていたこと等が判明した場合：全額
  - (2) 申請日から3年未満に三条市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - (3) （就業の場合のみ）申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
  - (4) 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
  - (5) 申請日から3年以上5年以内に三条市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 三条市及び新潟県は、新潟県移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱第9条の規定に基づき、新潟県移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、移住支援金の交付を受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、関係する場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容で申請したものと推定し、1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35 地方移住支援型の金利引下げの適用について

- (1) この通知書はフラット 35 地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - (2) 移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - (3) 移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- (1) この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - (2) 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号の 2 (第 5 条関係)

様式第 2 号の 3 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)